

大阪府依存症関連機関連携会議部会設置要綱

（設置）

第1条 大阪府における依存症の本人及び家族等の支援に関することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱第4条に基づき、大阪府依存症関連機関連携会議部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 部会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

（1）アルコール健康障がい対策部会

- ・アルコール健康障がい対策の充実に向けた方策
- ・その他必要な事項

（2）薬物依存症地域支援体制推進部会

- ・薬物依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策
- ・その他必要な事項

（3）ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会

- ・ギャンブル等依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策
- ・その他必要な事項

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。